

鳥取県告示第252号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年4月8日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
有限会社ホームケアアーム代表取締役 山田満壽子	倉吉市明治町1037-4	有限会社ホームケアアーム	倉吉市明治町1037-4	訪問入浴	平成20年3月31日
医療法人社団もりもと 理事長 森本益雄	東伯郡琴浦町大字逢東1210	訪問看護ステーション鈴ヶ野	東伯郡琴浦町大字逢東1216-1	訪問看護	〃
株式会社大陽堂薬局 代表取締役 廣瀬満昭	倉吉市上井27-1	株式会社大陽堂薬局	倉吉市上井27-1	福祉用具貸与	平成20年4月1日